

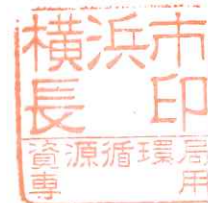
一般廃棄物収集運搬業  
~~一般廃棄物処分業~~ 許可証

横浜市資事指令第5917号

令和6年6月3日

住所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号  
氏名 株式会社 永野紙興  
代表取締役 赤染 マリリン 様

横浜市長 山中 竹春



令和5年12月27日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号

第 1052 号

2 事業の範囲

収集・運搬(積替え及び保管を除く)

(1)ごみ(横浜市が収集するものを除く)

(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)

3 許可期限

令和8年3月31日

4 許可の条件

(1)本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

(3)生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

—

6 処理施設の種類及び処理能力

—

7 許可年月日

新規許可年月日: 昭和57年10月1日

許可更新年月日: 令和6年4月1日

変更許可年月日: 年 月 日

再交付年月日: 令和6年6月3日 (住所、氏名の変更)